

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成19年7月12日(2007.7.12)

【公開番号】特開2006-344692(P2006-344692A)

【公開日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2006-050

【出願番号】特願2005-167494(P2005-167494)

【国際特許分類】

H 01 L 33/00 (2006.01)

【F I】

H 01 L 33/00 N

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月30日(2007.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属基材と、この金属基材の表面を被覆するホール一層とを有する発光素子実装用基板であって、

前記金属基材は、発光素子が実装される表側に平坦面を有する基板本体と、この基板本体の裏面から突設された少なくとも2つ以上の板状のフィンからなる放熱部とを有し、

前記板状のフィンは、基板本体の長手方向に沿って互いに平行に設けられていることを特徴とする発光素子実装用基板。

【請求項2】

金属基材と、この金属基材の表面を被覆するホール一層とを有する発光素子実装用基板であって、

前記金属基材は、発光素子が実装される表側に平坦面を有する基板本体と、この基板本体の裏面から突設された少なくとも2つ以上のピン状のフィンからなる放熱部とを有することを特徴とする発光素子実装用基板。

【請求項3】

前記金属基材の平坦面には、発光素子から発する光を所定方向に向けて反射するカップ構造が形成されていることを特徴とする請求項1または2に記載の発光素子実装用基板。

【請求項4】

前記フィンは、発光素子の実装位置の裏側に設けられていることを特徴とする請求項1ないし3のいずれかに記載の発光素子実装用基板。

【請求項5】

前記フィンに、少なくとも1つの穴が設けられていることを特徴とする請求項1ないし4のいずれかに記載の発光素子実装用基板。

【請求項6】

請求項1ないし5のいずれかに記載の発光素子実装用基板に発光素子が実装されてなることを特徴とする発光素子モジュール。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

前記課題を解決するため、本発明は、金属基材と、この金属基材の表面を被覆するホーロー層とを有する発光素子実装用基板であって、前記金属基材は、発光素子が実装される表側に平坦面を有する基板本体と、この基板本体の裏面から突設された少なくとも2つ以上の板状のフィンからなる放熱部とを有し、前記板状のフィンは、基板本体の長手方向に沿って互いに平行に設けられていることを特徴とする発光素子実装用基板を提供する。

また、本発明は、金属基材と、この金属基材の表面を被覆するホーロー層とを有する発光素子実装用基板であって、前記金属基材は、発光素子が実装される表側に平坦面を有する基板本体と、この基板本体の裏面から突設された少なくとも2つ以上のピン状のフィンからなる放熱部とを有することを特徴とする発光素子実装用基板を提供する。

前記金属基材の平坦面には、発光素子から発する光を所定方向に向けて反射するカップ構造が形成されていることが好ましい。

前記フィンは、発光素子の実装位置の裏側に設けられていることが好ましい。

前記フィンには、少なくとも1つの穴が設けられていることが好ましい。

また本発明は、上述の発光素子実装用基板に発光素子が実装されてなることを特徴とする発光素子モジュールを提供する。